平成２６年（フ）第１６３号
高知市東秦泉寺166番地３
破産者　川澤　　明
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２１８号
長崎県長崎市東山町９番５号、開始決定時の住所長崎県長崎市油木町52番地93　コアマンション青山グランヒルズ1011号
破産者　陣内　嘉代
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６３７号
熊本市中央区九品寺４丁目１番８号　アトラス九品寺202、前住所熊本県宇城市不知火町高良2185番地９
破産者　橋本　聡男
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２５年（フ）第６７８号
静岡市葵区沓谷１丁目２番10号青木ビル302号室
破産者　株式会社タウニー信和
1　決定年月日　平成27年４月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４７号
千葉県八街市八街ほ1040番地45　ホワイトメゾン103号
破産者　髙知尾隆宏
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第５４６号
東京都小平市中島町23番２号オリンピック社宅Ｂ103
破産者　魚住　伸一
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５６３号
東京都八王子市小門町41番地26ミノルハウス西八王子102号
破産者　對馬　育子
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７１２号
東京都武蔵村山市伊奈平５丁目72番地の16桂林荘105号、破産手続開始決定時の住所東京都武蔵村山市伊奈平６丁目62番地の11
破産者　アハメド　ファルク
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９１２号
東京都府中市八幡町３丁目２番地の34
破産者　渡邊　博美
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６９号
静岡県浜松市東区下石田町1850番地の５
破産者　株式会社内山紙店
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１７０号
静岡県浜松市東区下石田町1850番地の５
破産者　株式会社渥美屋紙店
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２号
香川県高松市中山町775番地１医療法人社団伸萌会高齢者複合施設五色の里内、開始決定時の住所香川県高松市中山町836番地１
破産者　亡北原正和相続財産
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１６２号
高知市はりまや町１丁目12番10号
破産者　光華眼鏡株式会社
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３４号
長野県佐久市伴野957番地２　サンハイツ２－102
破産者　臼田　喜昌
1　決定年月日　平成27年４月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第４６６号
広島県安芸郡府中町青崎南４番２号
破産者　番本　守彦
1　決定年月日　平成27年４月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３８号
熊本市北区八景水谷２丁目11番６号　504
破産者　竹下　嘉宏
1　決定年月日　平成27年４月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８３９９号
愛媛県今治市松本町３丁目５－19、開始決定時の住所大阪府豊中市寺内２丁目10番15－303号
破産者　飯塚　　寿
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部